

令和2年(ネ)第409号 南相馬市原発損害賠償請求控訴事件
一審原告 高田一男 外
一審被告 東京電力ホールディングス株式会社

準備書面 1〇

2022(令和4)年6月7日

仙台高等裁判所第2民事部 御中

一審原告ら訴訟代理人 弁護士 広 田 次 男	
同 同 大 木 一 俊	
同 同 坂 本 博 之	
同 同 深 井 剛 志	
同 同 野 崎 嵩 史	
	外

第1 はじめに

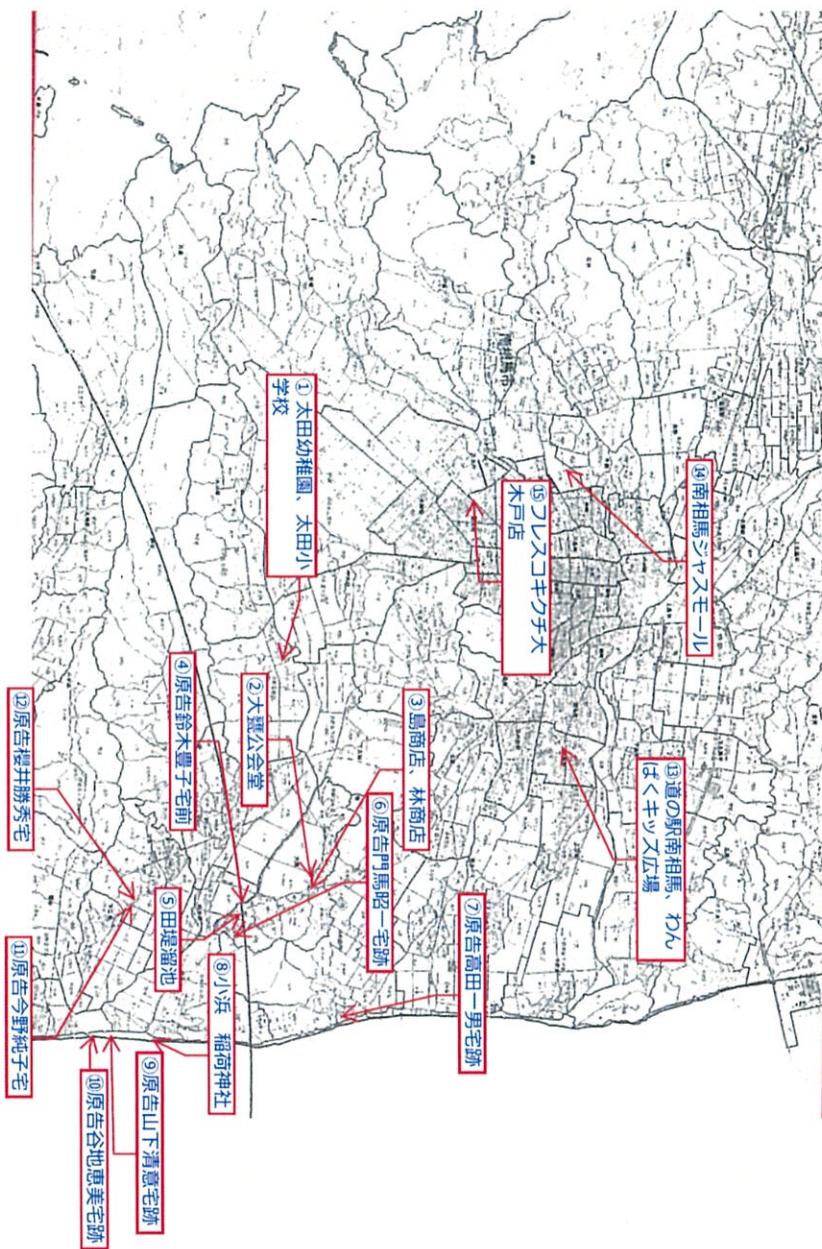
先般、2022(令和4)年本年3月10日に、現地進行協議期日が開かれたが、本書面は、同期日の結果を踏まえて、一審原告らの主張が正当であることを述べるものである。

以下で述べる内容は、①一審原告らのふるさとは変容しており、回復していないこと、②本件事故によって変容を余儀なくされた一審原告らのふるさとは、20km ラインを跨いで存在する地区ないし部落の全体であること、③津波によって流された原告らのふるさと喪失は、津波によるものではなく、本件原発事故の結果によるものであることの3点である。

第2 現地進行協議期日の概要

本年3月10日午前10時30分から、南相馬市原町区の南部地域（旧大甕村）を中心とした地域の、現地進行協議期日が行われた。その詳細な内容については、一審原告らの提出した現地進行協議報告書(甲A第343号証。以下単に「報告書」という)に述べられている通りである。

同日は、次の16箇所に立ち寄り、見分が行われた。即ち、①太田幼稚園、太田小学校、②大甕公会堂、③島商店、林商店、④一審原告鈴木豊子宅前、⑤田堤溜池、⑥一審原告門馬昭一宅跡、⑦零地区、⑧小浜地区、⑨小沢集落センター、⑩一審原告谷地宅跡周辺、⑪一審原告今野純子宅、⑫一審原告櫻井勝秀宅、⑬道の駅南相馬、⑭わんぱくキッズ広場、⑮南相馬ジャスモール、⑯フレスコキクチ大木戸店であった。



現地進行期日の立ち寄り場所（甲A342）

なお、上記地図では、立ち寄り場所⑬と⑭は直近の場所であるため、まとめて「⑬」と表示している。以下、立ち寄り場所⑮、⑯をそれぞれ、「⑭」、「⑮」と表示している。

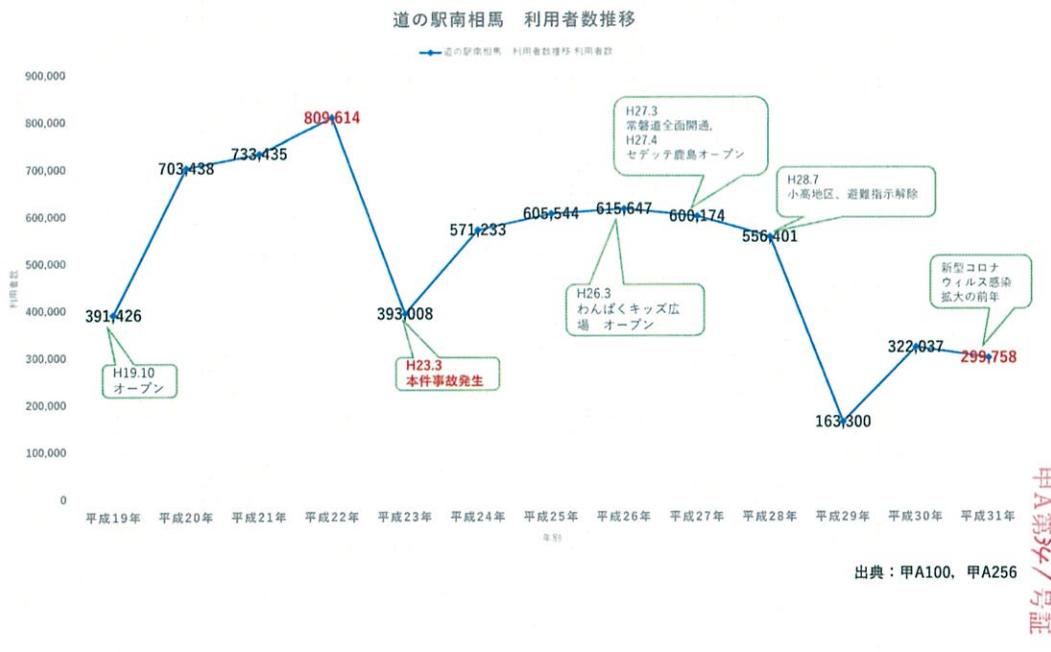
第3 一審原告らのふるさとが変容しており、回復していないこと

1 原町区全体について

(1) 一審原告らのふるさとは、大字、昭和の大合併前の旧大甕村、原町

区、南相馬市全体、と重層的になっているが、そのどのレベルにおいても、回復しているとは言い難い。

(2) 南相馬市全体、ないし原町区全体についていえば、それが変容しており、復興していないことを端的に示していたのが、道の駅南相馬である。



即ち、同施設の本件事故前の利用者数は、上記のグラフのとおり、オープン当初の 2007（平成 19）年の 39 万人台から、本件事故の前年である 2010（平成 22）年には 80 万人台にまで増加していた。しかし、本件事故が起きた 2011（平成 23）年には 39 万人台まで減少し、その翌年以降も 50 万人台～60 万人台までしか回復しなかった。そればかりか、2016（平成 28）年以降は、徐々に減少しており、2017（平成 29）年には 16 万 3300 人まで減少し、その翌年以降は、概ね 30 万人程度の利用者となっている。このような減少が始まった時期は、常磐道の全面開通、セデック鹿島のオープン、小高地区の避難指示解除（それに伴う市内における除染作業員の大幅減少）と時期的にちょうど重なっている。このことは、道の駅南相馬ひいては原町区が中継地点にすぎなかつたこと、2011（平成 23）年～2016（平成 28）年以降の利用者推移が原発需要に過ぎなかつたことを意味している。これらは要するに、道の駅南相馬ひいては原町区の観光業が本件事故によって大きく被害を受け、その爪痕は未だ色濃く残ったままであるということにほかならない（以上、報告書 66～71 頁）。

(3) また、フレスコキクチ大木戸店は、本件事故後、現在に至るまで、開

店をすることができずにいるが、その理由は、今も、必要な従業員の人数を確保できないという事情が継続しているためと考えられる(報告書77～81頁)。

- (4) 一方、ジャスモール南相馬は、本件原発事故以前に開業し、現在も営業を継続しているが、本件事故後に顕著な個人商店の衰退がジャスモールの購買力を支えているという側面がある(報告書74～76頁)。
- (5) 大甕下地区の林商店、島酒店は、本件事故後、顧客が減ったこと等の理由で廃業に至っている。南相馬の市民の日常生活を支えていた、地域に根差した多くの個人商店は、本件事故後、廃業に至っている(報告書21～25頁)。従って、ジャスモールのような大型店が一部営業を行っていることを以て、南相馬の全体的復興を意味していると単純に言う事は出来ない。
- (6) さらに、南相馬市全体で、確実に、将来を担う子供たちの数が減っている。

本件事故前の2010(平成22)年5月1日時点で、南相馬市には、市立幼稚園が13園、私立幼稚園が5園、合計18園の幼稚園があった。本件原発事故のあった2011(平成23)年の年内に再開することができたのは、そのうち、6園だけであった。2018(平成30)年の第一審での検証の時には、再開できていた幼稚園は、9園であり、市立幼稚園のうち8園、私立幼稚園のうち1園は再開できていなかった。しかし、その後も、再開された幼稚園は増えていない。立寄り場所①の太田幼稚園も、一審の検証から3年以上経つが、再開されていない状態が続いている。その理由は、再開に必要な幼稚園教諭が集まらないことに加え、太田地区の子供が激減していることが挙げられる(報告書4～9頁)。

大甕上地区では、子どもがいなくなり、住んでいる部落をよりよくしていくこうという取り組みの復活もできないような状態となっている。一審原告佐藤廣は、「原発事故前は大甕上地区には小学校から幼稚園までの子どもが37名いたのが、今では10名くらいしかおらず、原発事故後に県外や郡山市や福島市に避難して戻って来ない人がいて、70代、80代、一世帯2名位しかいないところが一杯あって、これらを見るにつれ、住民が一丸となって田園環境の素晴らしさを理解し、より良くしようという取組みが復活することなどあり得ず、希望が永遠に失われてしまったとの思いを強くしています。本当に残念でなりません。」と語っている(報告書18頁)。

江井地区でも、子どもがいなくなり、一審原告櫻井勝秀は、避難指示が解除された後、帰還したが「子どもたちの姿は、今のところ、見当たり

ません。家の前の東側の道路は、原町第三中学への通学路になっていましたが、子どもたちの姿は見えません。」と語っている(報告書 63 頁)。

- (7) このように、南相馬市の観光業、商業は復興しているとは言えないし、就業者の人口は回復していないし、将来を担う子供たちの数も増えていないのであり、南相馬市が復興しているとは到底言えない。

2 旧大甕村或いは各大字について

- (1) 一審原告らの日常生活の基盤となっている旧大甕村や各大字に目を転ずると、小沢は、部落自体が消滅してしまったことは、これまで何度も主張してきた通りである。

小沢の北に存在する小浜は、本件事故前の戸数の 3 割程度しか帰還していない(報告書 51 頁)。

江井も、本件事故前と比べて帰還していない戸数は約 37%、人口数は 24% に上っている(報告書 60~61 頁)。

- (2) 旧大甕村の主産業は米作を主体とする農業であった。しかも、そこでの農業は、そこに住む住民が自ら農業を営むというものであった。

しかし、大甕上地区の住民である一審原告佐藤廣は、20 km 圏外では、住民が自ら行う農業が一部再開されているが、同地区では本件事故前の 18 戸、約 32ha だったものが、「2021(令和 3) 年には、水田稲作は 10 戸、約 20ha となってしまいました。しかも、食用米を生産しているのはうち 3 戸、約 1.2ha に過ぎず、その全てが自家用米です。それ以外は飼料米です」「それは、風評被害で食用米が売れないのであります」と述べている(報告書 16~17 頁)。

20km 圏内に地区の相当部分が入ってしまった大甕下地区の住民である一審原告大内敏文及び牛来広や、20km 圏内に地区の全部が入ってしまった江井地区の住民である一審原告櫻井勝秀は、農業を再開していないことを語っている。理由は、長引く避難で、農業を行っていない期間が長く続いたため、農業機械も使えなくなり、殆どの農家が耕作を行わなくなった、ということにある(報告書 38~39 頁、41~42 頁、63~64 頁)。

また、大甕上地区及び下地区の水田の広大な面積が、これまで除染土壤の仮置場となっていたが、返還されたとしても、土壤の回復には相当の時間と労力を要するものであると同時に、農業機器も新たに買いそろえる必要があるなどするため、農家が農業を再開することには結びつかない(報告書 17~18 頁、38~39 頁、41~42 頁)。

現在、大甕上地区、大甕下地区、江井地区の広大な農地の大部分は、農業法人に耕作を任せているが(報告書 17~18 頁、38~39 頁、41~42

頁、63～64頁)、これでは農村に住む農家が農業を行うという、農村の復興には全くなっている。しかも、収穫された米は飼料米とされているが(同上)、これは、今でも放射能汚染に対する懸念があることを物語ついている。

- (3) また、これまでもたびたび主張してきたように、大甕村等における農村の生活は、同じ部落に住む人たちが、大字ごとや大甕全体で行われる行事を通して、或いは日常的に顔を合わせることによって会話をし、協力し合うこと、情報交換をし、取れた作物や山や川・海の恵みをお互いに分け合うことによって成り立っていた。大甕下地区の中の森合地区での人間関係について、今では同地区から引っ越してしまった一審原告門馬昭一は、「今は、別の場所に移転してしまい、組は抜けてしまいましたが、森合地区の親睦組織である甚六会は脱退しておらず、地域の人との交流を続けています。移転先では、近隣住民との交流が全くなく、さみしい気持ちが募り、森合地区の人たちとの交流を続けたいと思うからです」と語っている(報告書44～45頁)。このような人間関係が失われてしまっているということである。
- (4) 大甕上地区・下地区の鎮守であった日祭神社では、元旦に神楽舞を行う伝統があった。本件事故前にこの行事を復活させようと青年団OBが努力していたが、本件事故後の2017(平成29)年を最後に、中止となつた。同神社で毎年元旦に氏子に配っていたお札も、本件事故後は希望者が大幅に減つた(報告書12～14頁)。

旧大甕村全体で行っていた運動会は現在も復活していない(報告書23頁)。

また、各大字で行われていた老人会や婦人会等の行事も回復していない(報告書12頁、63頁)。

- (5) そして、旧大甕村地区では、本件事故前の主産業であった個人で行う農業を行う人がいなくなってしまった。一審原告鈴木豊子は、「個人で農業をやる人はいなくなってしまいました。春菊栽培をしたり、田んぼをやったり、野菜を育てる楽しみ、生きがいがありましたが、それがなくなってしまって、やることがなくなってしまい、毎日テレビとにらめっこしている状態です。……農業を通じてのコミュニケーションがなくなり、人と接する機会が全然ありません。道路の東側は全部春菊のビニールハウスだったのですが、外に出れば誰かが彼かがハウスで仕事をしているので、そこに駆け寄ってはおしゃべりしたり情報交換してコミュニケーションがありました。それが一切なくなってしまったのです。」と語っている(報告書31頁)。

(6) 旧大甕村地区は、かつては、20kmのラインの内外を問わず、山では山菜やキノコ、川や海では魚介類が豊富に取れ、それらを取ることを楽しみにしていた人も多かった。しかし、特にキノコ類は今でも高い放射能が検出されるなどするため、今ではそれらをとる人はいなくなった(報告書14~16頁、43~44頁、64頁)。

そして、農業の収穫物や、山や川・海で取れた山菜、キノコ、魚をおすそ分けしたりしてもらったりということもすっかりなくなってしまっている(同上)。

(7) このように、旧大甕村やその下の各大字における日常生活という点からいえば、主産業の農業は復活しておらず、自然の恵みを享受する生活も回復していないし、地域の行事、人間関係は、本件事故以後、失われてしまつた状態が続いている。

3 小括

以上のように、一審原告らのふるさとは、原町区というレベルにおいても、旧大甕村や各大字というレベルにおいても、変容したままであり、到底回復したとは言えない状態である。

第4 一審原告らのふるさとの変容は20kmの内外で変わりがないこと

1 一審原告らの居住するふるさととは

一審原告の殆どは、旧大甕村に居住する者である。一審原告にとってのふるさととは、即ち、特に親密な人間関係を築いており、歴史的に地域に根差したコミュニティを築いてきたのは、特に、各大字であり、ひいては旧大甕村であったことができる。

20kmのラインは、旧大甕村(及び旧太田村)、その中でも大甕下地区の真ん中に引かれたものであるが、変容を余儀なくされているのは、20kmの内外に亘って存在する旧大甕村ないし、旧大甕下地区全体であり、20kmの内側だけではない。

2 大甕下地区・上地区全体が復興していないこと

(1) 大甕上地区・下地区は一体となって、これまで、伝統行事や様々な活動を行ってきた。その拠点の一つとなっていたのが、大甕公会堂である。大甕公会堂は、20kmラインの外側にあり、現在の建物は、本件原発事故後に建てられたものである。建設委員には、20km圏内の住民も及び圏外の住民も含まれており、建設のための積立金も、20km圏内の住民を含む大甕下行政区の住民及び大甕上行政区の住民によって積み立てられてたの

である(報告書10~12頁)。

- (2) そして、大甕上地区・下地区が合同で行ってきた運動会等の行事の多くは、復活していない(報告書12頁、23頁)。
- (3) また、島酒店、林商店は大甕下地区であるが、20km圏外にあった。両商店は、本件事故後に廃業したが、両商店の消滅は、大甕上地区・下地区全体の地域生活の利便性が低下したことを意味している(報告書21~24頁)。

3 大甕下地区、特にその中の森合地区全体が復興していないこと

- (1) 大甕下地区(その中でも森合地区森合地と言われる地域)の真ん中に20kmラインが引かれた。一審原告鈴木豊子宅の前に、そのラインを意味するバリケードが置かれたが、同人宅は、20kmラインの外側とされた。その隣家は圏内であるし、バリケードが置かれた場所は、同人宅の所有する畑をも、圏外・圏内に二分した。同人宅の道路を挟んだ向かい側には、森合地区の人たちが作っていた春菊畑がまとまって存在しており、その畑の殆どは20km圏内に入った。しかし、その畑の所有者・耕作者は、20km圏内の人もいれば、圏外の人もいた。一審原告大内敏文は、「20キロ圏内の住民も、圏外の住民も畑を所有して、春菊畑を耕作していました。この畑に作業に来れば、大体誰かが耕作をしているので、重要なコミュニケーションの場になっていました」と語っている(報告書26~33頁)。
- (2) 一審原告鈴木豊子の家の近くにある田堤溜池は、20km圏外であったが、その底泥からは1万3000Bq/kgを超える放射能が検出されている。この溜池の水を利用している水田も、20km圏外にあるが、その所有者・耕作者も、20km圏内の人もいれば、圏外の人もいた。田堤溜池の水を利用する人たちは森合江下水利組合を作り、用水路の管理や、溜池の堤防の整備を行っていた。同水利組合の組合員にも、20km圏内の人もいれば、圏外の人もいた。一審原告大内敏文は、「ここから見える田の所有者は、20キロ圏内の方も、圏外の方も、両方、含まれています。大甕下地区の半数以上が農家で、田畠を所有し、ほとんどが稲作を行っていました。長引く避難で、農業を行っていない期間が長く続いたため、ほとんどの農家は耕作を行わなくなりました」と語っている(報告書38~40頁)。
- (3) 森合地区の人たちは、本件原発事故前は、同じ部落の人たちで、森合公会堂という公共の場所・交流の場所を持ち、勝軍地蔵尊を祀るなどして、或いは、前述したような農業を通じたコミュニケーション、収穫物等のおすそ分け等を通して親密な人間関係を築いてきた。このような関係は、20km圏内と圏外とで特に分けられていたわけではない。本件事故に

よって失われた地域における農業や地域生活の崩壊は、20km圏の内外によって全く変わりがない。しかし、本件事故後、20km圏の内外で、その住民に対する取扱いは、不当に分けられてしまった。一番原告牛来広は、「事故前の大甕地区は、20キロ圏内、圏外を問わず、農業や、宴会などで交流をしていました。それにもかかわらず、この隣り合わせの家でまったく精神的損害の額や財物賠償の額について、大きな差が生じてしまっています。しかし、それらは、事故前の大甕地区のコミュニティの実情を理解したものとはいえないと思います」と語っている(報告書35~37頁)。

4 太田地区全体が復興していないこと

なお、20kmのラインは、太田地区の中も通っている。太田地区の子供たちの数が増えていないのは、20kmラインの内外を通した現実である(報告書4~5頁)。

5 小括

以上の通り、本件事故によって破壊され、変容させられた一番原告らのふるさとは、20kmのラインの内外に跨って存在し、且つ20kmラインの内外に亘って破壊された旧大甕村であり、大甕地区(大甕上地区・大甕下地区を含む)であり、大甕下地区であり、大甕下地区の中の森合地区の全体である、というべきである。

従って、少なくとも、これらの地区の内部においては、ふるさと変容に関する損害は、20kmの内外に亘って差異はない。

第5 小沢、小浜、江井、零のふるさとの喪失・変容の原因は本件事故であること

1 津波の被害を受けた地区

小沢、小浜の一部、江井の一部、零の一部ないし相当部分が津波に襲われ、住宅、財産や人命に被害が発生した。しかし、これらの部落の復興を妨げている原因是津波ではなく、被告の運営していた福島第一原発であり、本件事故であるというほかはない。

2 小沢地区について

このうち、小沢地区は、部落全体が移転することになった。しかし、部落が移転することになったのは、津波が原因ではない。

小沢地区の大部分が、建築基準法上の災害危険区域に指定された。しかし、同区域の指定は、地元自治体の裁量が相當に認められている。当時の

南相馬市長であった櫻井勝延氏は、「当時の南相馬市では住民意思の尊重を基本にしました。災害危険区域への指定に関しては、住民意思の尊重を第一に考え、集団移転の可能性を検討しました。事故直後から全ての小沢住民が小沢を拒否した訳ではありません。同じ小沢への居住を望む人々も相当数いました。それらの人々で、同じ小沢地区内の戸屋地区への集団移住が計画されました。しかし、戸谷地区も含め小沢全体が2016（平成28）年7月まで原発事故により居住できませんでした。それまでには小沢の住民は他地区に各自自宅を建てました。その結果、戸谷地区への集団移転計画も流れました。残った2戸についても、2戸だけでは集落の機能はありませんから、一軒家としての生活は残った2戸も望みませんでした。また、原発に近いということも、2戸が居住を求めなかつた理由だと思います。結果として原発事故が原因で小沢は消滅しました」と語っている（報告書54頁）。

従って、小沢部落が消滅したことは、本件原発事故が原因であったことが明らかである。

3 小浜地区について

小浜地区は、津波で家を破壊された人もいるし、津波の被害を免れた家もある。そして、同地区は、小沢のように、部落全体が消滅したというわけではない。

小浜地区に関して、一審原告川岸利夫は、「津波で家を壊された人々は、小浜に家を再建する事はありませんでした。その理由は、原発に近いので、原発の今後の撤去作業中に、また事故がおきるかもしれないとの恐れが原因になっていると思います。津波では残ったけれども、その後に転居して取り壊された家屋は、4軒あるかと思います。それらの世帯が転居した理由も、やはり原発に近いという事が原因だと思います。」と語っている（報告書51頁）。

従って、小浜地区で帰還していない人たちが帰還しない理由は、本件原発事故にあるということが明らかである。

4 零地区、江井地区について

零地区や江井地区は、津波によって流された家はその一部であり、移転をした家が移転をした理由は、津波が原因ということではなく、本件事故後に、避難指示が出ている時期に、別の場所に家を建ててしまい、そちらの方に生活の本拠ができてしまったことにある（報告書47～48頁、61～62頁）。

従って、これらの地区においても、帰還していない人たちが帰還しない理由は、本件原発事故にあるということが明らかである。

5 小括

従って、小沢、小浜、江井、零において、部落の移転をしたり、家の移転をしたりした人たちの移転の理由は、津波が原因ということではなく、本件原発事故が原因であると言わざるを得ない。

第6 まとめ

以上から、本件現地進行協議期日において、①一審原告らのふるさとは変容しており、回復していないこと、②本件事故によって変容を余儀なくされた一審原告らのふるさとは 20km ラインを跨ぐ地区ないし部落全体であるというべきであること、③津波によって流された原告らのふるさと喪失は、津波によるものではなく、本件原発事故の結果によるものであることが明らかになったものということができる。